

4. 原発問題の農林水産業への影響と対策

食品の出荷制限等について

- 食品衛生法に基づく暫定規制値を決定・公表（3月17日）し、食品の出荷制限等の設定・解除の考え方（原子力災害対策本部4月4日公表、6月27日、8月4日改訂）に基づき、食品の出荷制限を実施。
- 食品衛生法上問題のない農畜水産物が生産されるよう、肥料等や飼料の放射性セシウムの暫定許容値を定め（8月1日）、暫定許容値を超える肥料等や飼料が使用・流通されないよう検査・指導。

食品

項目	食品衛生法上の暫定規制値 (放射性セシウム※ ¹)
飲料水	200Bq/kg
牛乳・乳製品	
野菜類	500Bq/kg
穀類	
肉・卵・魚 その他	

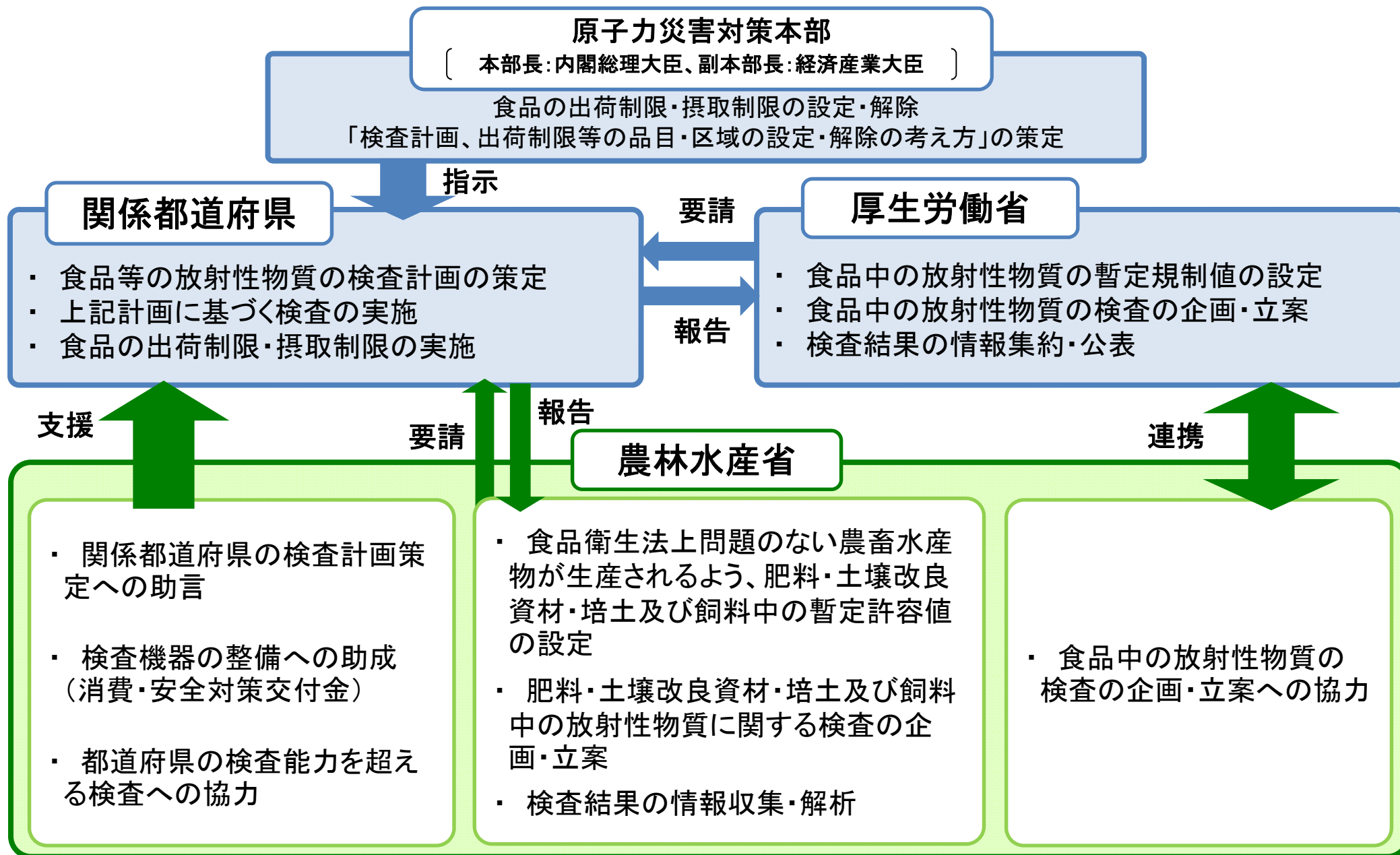
※¹ 放射性ヨウ素についても規制値は設定されているが、現在はほとんど検出されていない。

肥料・飼料等

項目	暫定許容値 (放射性セシウム)
肥料※ ² ・土壌改良資材・ 培土	400Bq/kg
飼料 (牛・馬・豚・家きん用)	300Bq/kg
飼料 (養殖魚用)	100Bq/kg

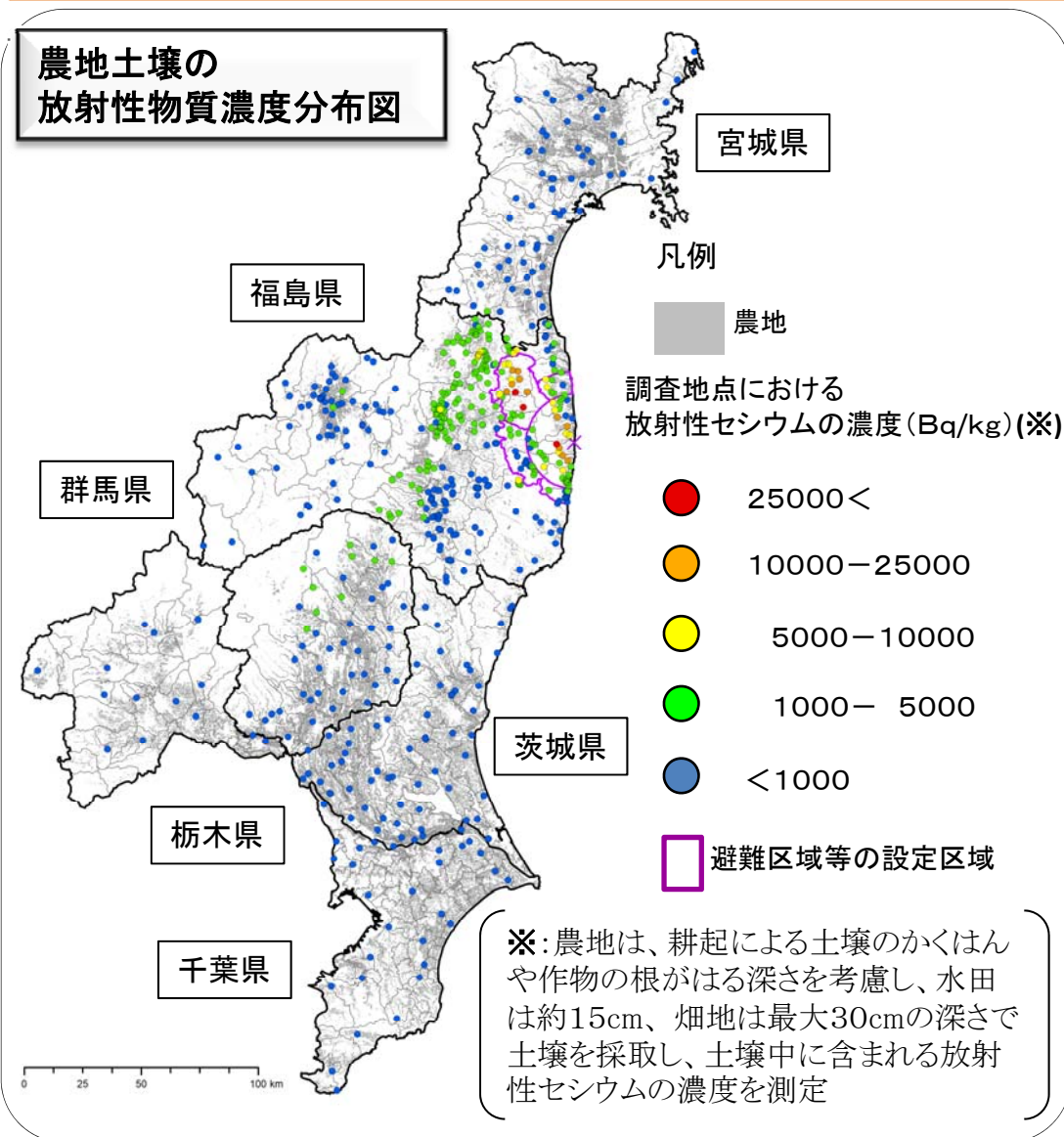
※² 汚泥肥料の原料となる汚泥については200Bq/kg以下であることが必要。

(参考)放射性物質に係る食品の安全の確保対策について



農地土壌の放射性物質による汚染状況

- 農地の除染など今後の営農に向けた取組を進めるため、文部科学省及び関係県と協力し、約580地点のデータに基づき農地土壌の放射性物質濃度分布図を作成(8月30日)



本分布図の作成により 明らかになった点

- 避難区域等の設定区域外で5000^(※) Bq/kg 以上となった調査地点は福島県において9地点(地目はすべて畑)。
- 放射性セシウム濃度が5000 Bq/kg 以上の農地は約8300 ha と推計。

今後の取組

高い濃度を示した調査地点の周辺の地域等については、現在の調査地点を拡大して、平成23年度中に約3000地点を目標に放射性セシウム濃度を測定し、本分布図を精緻化していく

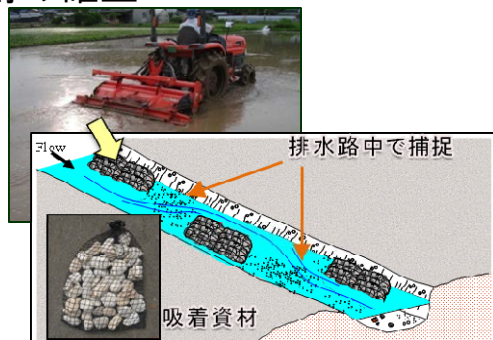
※ 5000 Bq/kg : 水田の土壌から玄米への放射性セシウムの移行の指標(0.1)を前提として、玄米中の放射性セシウム濃度が食品衛生法上の暫定規制値(500 Bq/kg)以下となる土壌中放射性セシウム濃度の上限値

農地土壤除染技術の確立について

- 農地土壤等の除染・改良を実施するため、文部科学省、経済産業省と共同で、環境中の放射性物質の除去に関する技術開発について実証試験を実施。①**物理的手法**、②**化学的手法**、③**生物学的手法**について現地のほ場で適用して効果の検証を行い、その結果について一定のとりまとめを行った後、9月中に公表予定。

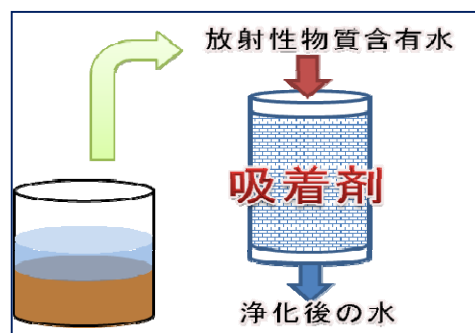
物理的除染

- 水による土壤攪拌や表層土壤の剥離による農地土壤からの放射性物質の除去効果の検証
- 除去後の残さについての処理技術の確立



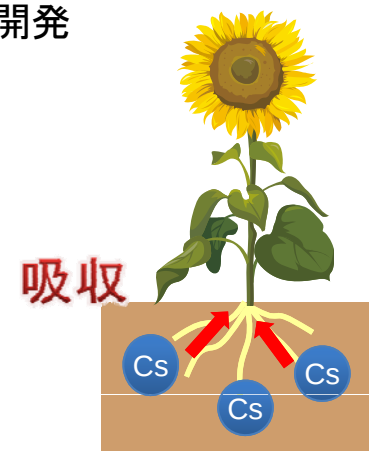
化学的除染

- 天然鉱物(ゼオライト)等を利用した環境からの放射性物質の回収・除去技術の開発
- 吸収能力が高い新たな吸着物質の開発



生物学的除染

- ヒマワリ等を用いた農地土壤からの放射性物質の回収・除去技術の開発



上記の技術の組み合わせによる、農地土壤除染技術の確立。

例えば、「水による土壤攪拌」を実施後、「吸着物質」により、排水中の放射性物質を吸着。

確立された技術を早急に現場で導入

農地土壤モニタリング強化
・濃度分布図作成

土壤から作物への移行に関
する知見集積

確立された技術で
東北地域の復興をサポート

水産物の放射性物質調査

- 福島第一原発から放射性物質が放出され水産物の汚染が懸念されたため、3月24日から水産物の放射性物質調査を実施。
- これまで複数の水産物から暫定規制値を超える放射性物質が検出されたことを受け、政府による出荷・摂取制限や県・漁業団体による操業自粛等が実施。

水産物の放射性物質調査概要(9月1日現在)

種類別	調査数	暫定規制値を超過した件数と内訳
海産魚類	1033	49 コウナゴ12(福島県6、茨城県6)、シラス4(福島)、アイナメ9(福島)、エゾイソアイナメ4(福島)、イシガレイ2(福島)、ウスメバル2(福島)、シロメバル3(福島)、コモンカスベ8(福島)、ババガレイ1(福島)、ヒラメ2(福島)、マコガレイ2(福島)
無脊椎動物 (貝類、タコ等)	261	12 ムラサキイガイ1(福島)、ホッキガイ4(福島)、キタムラサキウニ6(福島)、モクズガニ1(福島)
上記のうち広域回遊性種 (カツオ、ビンナガ、イカ等)	111	0
海藻類	53	8 ワカメ1(福島)、ヒジキ1(福島)、アラメ6(福島)
加工品(魚介類)	22	0
淡水魚類	337	35 アユ18(福島)、ヤマメ8(福島)、ワカサギ3(福島2、群馬1)、ウグイ3(福島)、イワナ1(福島)、ホンモロコ1(福島)
哺乳類(クジラ)	16	0
総数	1722	104 (うち放射性セシウム暫定規制値超過検体数102)



農畜産物等の放射性物質調査

- 福島第一原発から放射性物質が放出され農畜産物等の汚染が懸念されたため、農畜産物について放射性物質調査を実施。

農畜産物等の放射性物質調査概要※1

品目		総検体数	暫定規制値※2以下	暫定規制値超
米	予備調査(収穫前)	130	130	0
	本調査(収穫後)	541	541	0
麦		537	536	1
荒茶・製茶		136	105	31
野菜	3月～5月	2,604	2,467	137
	6月～8月	2,706	2,706	0
果実		931	914	17
原乳	3月	173	172	1
	4月～8月	625	625	0
牛肉		5,067	4,946	121※3
きのこ等	栽培	598	499	99
	野生	23	22	1

野菜については、事故当初の放射性物質の降下・付着が影響（現在は土壌からの吸収が主）。

牛肉については、高濃度の放射性セシウムを含む稲わら等の給与が原因。

※1 8月31日までに厚生労働省が公表したデータに基づき作成（麦は9月5日まで）。

※2 放射性セシウムの暫定規制値は、原乳が200 Bq/kg、その他が500 Bq/kg。

※3 超過実頭数は118頭（3頭重複）。

米の放射性物質調査等の仕組み

○ 米については、下記の仕組みを整備

1. 水田の放射性セシウム濃度の高い地域では作付制限を実施

本年収穫される米については、放射性セシウム濃度が食品衛生法の暫定規制値(500Bq/kg)以下となるよう、23年4月に「避難区域」、「計画的避難区域」及び「緊急時避難準備区域」において作付制限を実施（対象水田約9,000ha）

※米は、水田の土壌から玄米への放射性セシウムの移行が10分の1であることから、土壌中のセシウム濃度が5000Bq/kg以下の水田にのみ作付

2. 土壌調査等の結果を踏まえて収穫前調査と収穫後調査の2段階で調査を実施

東北、関東等の土壌中の放射性セシウム濃度が高い(1000Bq/kg以上)市町村等において、

- ① 予備調査(収穫前の段階で、あらかじめ放射性物質濃度の傾向を把握)
- ② 本調査(収穫後の段階で放射性物質濃度を測定し、出荷制限の可否を判断) の2段階で実施

3. 放射性セシウム濃度が規制値を超えた地域の米は全て廃棄

本調査の結果、玄米中の放射性セシウム濃度が暫定規制値(500Bq/kg)を超える米が確認された場合は、その地域の米を全て確実に出荷制限のうえ廃棄

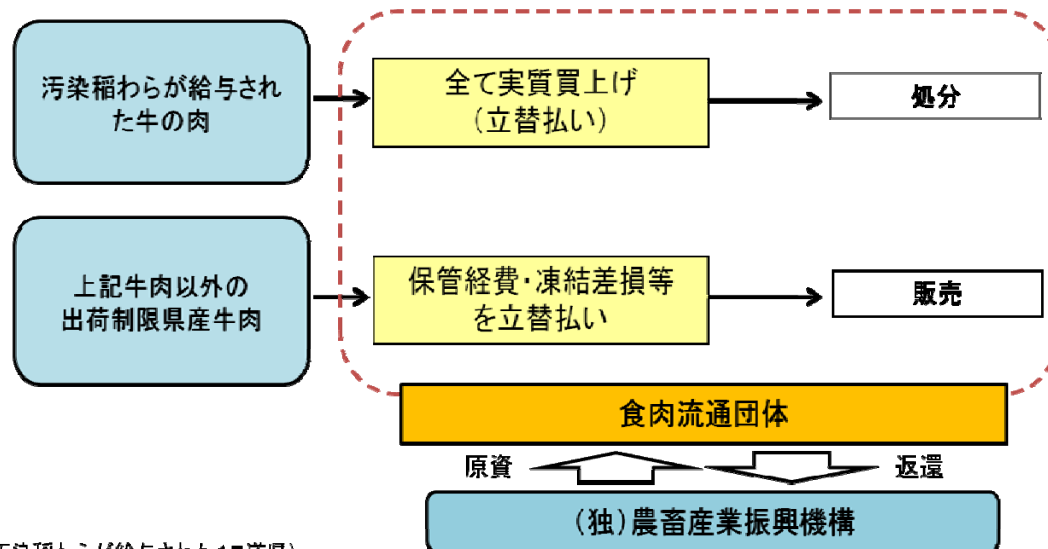
牛肉・稲わらからのセシウム検出に対する対策

- 農林水産省は、牛肉・稲わらから暫定規制値等を超えるセシウムが検出された問題について、牛肉の買い上げ、保管経費の支援、肥育牛1頭当たり5万円の支援、代替粗飼料の現物支給等の対策を実施（8月5日公表）

○ 国産牛肉信頼回復対策

- (1) 汚染稲わらを食べた牛の肉の流通在庫については、消費者の信頼を回復するため、汚染稲わらを給与した牛の肉全てを対象に、買い上げて処分。
- (2) 流通段階で停滞している出荷制限県産等の牛肉について、保管経費等を支援。

○既に流通している牛肉のうち



(汚染稲わらが給与された17道県)

ア) 政府指示による出荷制限(4県): 福島、宮城、岩手、栃木

イ) その他(13道県): 北海道、青森、山形、秋田、新潟、茨城、群馬、埼玉、千葉、静岡、岐阜、三重、鳥取

○ 肉用牛肥育農家支援対策

- (1) 汚染稲わらが給与され、全頭・全戸検査を実施することとなった県の肥育農家に対し、
・肥育牛1頭当たり5万円を支援
・出荷された牛の価格下落分を支援
- (2) 出荷制限県における出荷遅延牛の実質買上げを支援。
- (3) 新マルキン事業について、7～9月分について毎月払い。

○ 稲わら等緊急供給支援対策

- 汚染稲わら等の代替飼料の確保に困る農家からの供給要請を受けた関係団体が農家に粗飼料の現物を供給。

※いずれの対策も販売時又は賠償時に返還することを前提

原発事故で被害を受けた農林漁業者等への賠償

- 8月5日、文部科学省に設置された原子力損害賠償紛争審査会で原子力損害の範囲の判定等に関する中間指針がとりまとめられ、農林水産業・食品産業における損害について幅広く位置づけ。これを踏まえ、東京電力は本払いを開始する方針。
- 農林水産省としては、中間指針で明記された損害についてはもちろん、明記されなかった損害も含め、東京電力に対し一層の早期支払いを求め、適切かつ速やかな賠償の実現に全力で取り組む。

中間指針の概要（農林漁業等に関する主な内容）

政府等による農林水産物の出荷制限指示等に係る損害

- 農林水産物・食品の出荷・作付・その他の生産・製造・流通に関する制限及び検査について、
- ①政府による指示等
 - ②地方公共団体が合理的理由に基づき行うもの、
 - ③地方公共団体が関与し、生産者団体が合理的理由に基づき行うもの
- に伴う農林漁業者その他の指示等対象者の損害（減収・追加的費用等）は対象

いわゆる風評被害

原則として事故と相当因果関係がある損害として、以下の類型を記載。

○農林漁業

- ①食用農林産物：福島、茨城、栃木、群馬、千葉、埼玉
- ②茶：福島、茨城、栃木、群馬、千葉、埼玉、神奈川、静岡
- ③食用畜産物：福島、茨城、栃木
- ④水産物：福島、茨城、栃木、群馬、千葉
- ⑤花：福島、茨城、栃木
- ⑥その他の農林水産物：福島

○牛肉等（セシウム汚染牛肉関係）

牛・牛肉・牛肉加工品：17道県（北海道、青森、岩手、宮城、秋田、山形、福島、茨城、栃木、群馬、埼玉、千葉、新潟、岐阜、静岡、三重、島根。他の都道府県で同様の状況が確認された場合は同様に扱われるべき旨を記載）

○農産物加工・食品製造業

○農林水産物・食品の流通業

○輸出

損害賠償請求・仮払いの状況 （8月31日現在）

	請求額	仮払い額
宮城県	2億円	—
山形県	0.6億円	—
福島県	240億円	88億円
茨城県	279億円	63億円
栃木県	53億円	20億円
群馬県	44億円	19億円
埼玉県	9億円	—
千葉県	47億円	5億円
神奈川県	4億円	2億円
新潟県	0.2億円	—
静岡県	1億円	—
合計	679億円	197億円

※ 関係団体、関係県からの聞き取りにより把握できたものを記載

原発事故による諸外国・地域の輸入規制の動き

○ 世界43カ国・地域において日本産農林水産物・食品の輸入規制が強化されており、輸出額は前年同月比でマイナスが続く状況

○主な輸出先国の輸入規制措置の例

(23年8月23日現在)

	対象県	品目	措置
中国	10都県	全ての食品、飼料	輸入停止
	10都県以外	野菜及びその製品、乳及び乳製品、茶葉及びその製品、果物及びその製品、薬用植物産品	放射性物質の検査証明書及び産地証明書を要求
		水産品及び水生動物	上記のほか、原産地・輸送経路を記した検疫許可申請を要求
		その他の食品・飼料	産地証明書を要求
韓国	6県	ほうれんそう、カキナ、原乳、飼料、茶等	輸入停止 (原乳は福島及び茨城が対象。飼料は福島、栃木、群馬及び茨城が対象。茶は群馬、栃木、茨城、千葉及び神奈川が対象。)
	13都県	全ての食品(6県の上記除く)	放射性物質の検査証明書を要求
	13都県以外	全ての食品	産地証明書を要求
EU	12都県	全ての食品、飼料	放射性物質の検査証明書を要求
	12都県以外	全ての食品、飼料	産地証明書を要求
台湾	5県	全ての食品	輸入停止
	5県以外	野菜・果実、乳製品、水産物等	全ロット検査
香港	5県	野菜・果実、牛乳等	輸入停止
		食肉(卵含む)、水産物	放射性物質の検査証明書を要求
米国	6県	ほうれんそう、カキナ、原乳、きのこ、イカナゴの稚魚等	輸入停止(栃木はほうれんそうと茶、茨城、群馬、千葉、神奈川は茶のみが対象)
	3県	牛乳・乳製品、野菜・果実等	放射性物質の検査証明書を要求

○平成23年農林水産物輸出実績(4月～6月)と前年同月との比較

(単位: 億円)

